

令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト
「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務委託仕様書

1 業務名

「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務

2 業務の目的

子どもの多様な動きの獲得、体力向上や、後年のスポーツ習慣化、健康の維持・増進につなげるため、県で策定した幼児向け運動・スポーツプログラム（以下「プログラム」という。）等を活用し、総合型地域スポーツクラブと教育・保育施設の協働を通じて、地域で子どもたちが継続的に運動・スポーツ・遊びを経験できる環境整備を推進する。

なお、本業務は「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト」の一環として、スポーツ庁から順天堂大学に委託された事業を奈良県が受託して実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月17日まで

4 委託料

保育施設1か所あたり299,825円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、委託料は精算払いとする。

5 委託団体

奈良県内の総合型地域スポーツクラブ（実施保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）が10か所になるよう調整）

6 委託業務の内容

(1) 運動の習慣化を目指した定期運動プログラムの実施

運動を習慣化させられるような定期的な運動プログラム（以下「運動プログラム」という。）を実施すること。

なお、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 活動地域内の教育・保育施設に通う就学前児童を対象とする運動プログラムであること。
- ② プログラムの実施場所は教育・保育施設とし、2～3か所の教育・保育施設で実施すること。
- ③ 4回以上（同日に複数回の実施は不可）の連続性・継続性を確保した運動プログラムとすること。
- ④ 運動プログラムの実施においては、保護者の行動変容（子どもに運動をさせることの意義への気づき、保護者自身も身体を動かす楽しさ等に気づかせる）に繋がる取組と組み合わせで提案すること。
（例：子どもと一緒に保護者も運動に参加する機会を設ける等）
- ⑤ 運動プログラムの全部又は一部に、本県が策定した「幼児向け運動・スポーツプログラム」を導入すること。
- ⑥ 別途、県が開催する予定の「幼児向け運動・スポーツ・遊び普及促進講習会」を修了した者が直接の講師又は全体調整役となって実施すること。

- ⑦ 参加者の安全確保に配慮し、必要に応じて講師を補助する者を配置すること。なお、講師を補助する者については、⑥の講習会修了は必須としない。
 - ⑧ 別途、順天堂大学が実施する予定の当該事業に関する調査に協力すること。
 - ⑨ 次年度以降、同様の取組を継続するよう努めること。
- (2) アンケート調査の実施・回収
- 運動プログラムを実施するにあたり、参加児童及びその保護者等に対してアンケート調査を実施すること。
- ① アンケート調査様式は奈良県が指定する様式を使用すること。
 - ② アンケート調査は、運動プログラム初回開始前及び最終回終了後の2回実施すること。
 - ③ 回収したアンケートについては、委託者の指定する形式にて提出すること。
- (3) 動画の作成・配信
- 次の点に留意の上、運動プログラムの様子などを撮影・編集した動画を作成・配信すること。
- ① 動画は、運動プログラムの様子を素材として、保護者や保育者に幼児向け運動・スポーツ・遊びの普及・啓発を図ることを目的として作成すること。
 - ② 以下の内容は委託業務に含むこと。
 - ア 動画作成に必要な資料及び素材の収集
 - イ 肖像権及び著作権についての必要な手続き
 - ウ 出演者、協力者、撮影地等への交渉や許可申請
 - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用
 - ③ 動画は2～3分程度に編集すること。
 - ④ 動画のエンディングに、文字テロップで「令和6年度スポーツ庁幼児期からの運動習慣形成プロジェクト 奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」と表示すること。
 - ⑤ 作成した動画は、委託者と協議の上、委託者が指定するウェブサイトやSNS等で配信すること。
 - ⑥ 動画データをDVD又はブルーレイディスクにより納入すること。なお、データのファイル形式その他詳細については、委託者と協議の上決定すること。
 - ⑦ 動画の配信、納入までに、委託者による内容確認を受け、修正等の指示があれば対応すること。
 - ⑧ 動画データの著作権はスポーツ庁に帰属するものとする。

7 完了報告

受託者は、業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、速やかに提出すること。なお、業務完了報告書には必ず以下の内容を含むこと。

- ① 各回の運動プログラムの実施状況
(日時、場所、内容、講師名、年齢ごとの参加者数 等)
- ② 各回の運動プログラムの様子がわかる写真
- ③ 運動プログラム参加者及びその保護者等に対するアンケート調査結果
(アンケート調査様式は県が別途指定する。)
- ④ 動画の概要
- ⑤ 本業務実施における成果と課題
- ⑥ 本業務に係る収支決算報告書
- ⑦ 支出を証明する書類(領収書等)の写し(原本は受託者において本業務を実施した翌年度から5年間保管し、委託者から請求があった場合は速やかに提出すること。)

8 対象経費等

計上可能な経費	内容	備考
謝金	講師謝金 講師補助者謝金	外部の者に依頼する実技指導等に対し支払うものを対象とする。(団体構成員には適用しない) なお、謝金単価上限は次のとおりとする。 【講師謝金】13,000円/日 【講師補助者謝金】10,000円/日 単価は「1日」あたりの上限額であることに留意すること。
消耗品費	事務用品 消耗品 スポーツ用具 等	業務の実施に直接必要とするものを対象とする。備品(単価2万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの)は対象外とする。
印刷製本費	チラシ印刷 ポスター印刷 等	案内用チラシ、ポスター等の印刷製本にかかる費用を対象とする。 作成物には「令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト 奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」と明記すること。
通信運搬費	はがき・切手代 郵送料 宅配便の料金 等	送付先は一覧で管理すること。なお、はがき・切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし、受払簿等で適切に管理すること。また、電話料金は対象外とする。
使用料及び賃借料	会場等使用料	会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料を対象とする。
雑役務費	保険料 広報費 ICT環境構築業務委託 動画作成費 振込手数料 等	保険料については、業務実施に係る講師等を被保険者として加入する傷害保険・賠償責任保険を対象とする。(参加者の保険料は対象としない) 広報費については、費用対効果を考慮し、過大な計上は対象外とする。

なお、業務実施にあたり、参加者等から一定の参加費等(寄附金、協賛金等を含む。)を徴収することを可とする。参加費等による収入は、業務実施にかかる経費で、かつ上表で対象とされていない経費に充当し、なお残余を生じる場合は、委託料(対象経費)から差し引くこととする。

7 経理処理

委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、減額した確定額を支払うものとする。

8 その他業務上の注意事項

- (1) 業務を行うに当たって取り扱う個人情報、奈良県個人情報保護条例(平成12年3月20日奈良県条例第32号)、知事が取り扱う個人情報に関する奈良県個人

情報保護条例施行規則（平成 12 年 9 月県規則第 21 号）及び個人情報の取扱いに関する規則（平成 12 年 9 月県規則第 22 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

③ 業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(4) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。